

## 平成 26 年度 第 3 回債権管理・回収等検証委員会 議事要旨（案）

1. 日 時 平成 27 年 2 月 18 日（水）13：00～15：00
2. 場 所 日本学生支援機構 市谷事務所 4 階 役員会議室
3. 議 事
  - (1) プライスウォーターハウスクーパース株式会社による提言等
  - (2) 自由討議
  - (3) 次回日程について
4. 出席者
 

(◎委員) 50 音順

岩田委員（委員長）、岡崎委員、木谷委員、鈴木委員、宗野委員、渡辺委員

※欠席 佐原委員

(○機関)

杉野理事長代理、甲野理事、石矢奨学事業本部長、鮫島債権管理部長、藤森奨学金事業部次長、  
金井債権管理部次長

(△分析業務受託業者)

プライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下、PwC）

※欠席（□文部科学省）

渡辺学生・留学生課長
5. 議事概要
  - (1) PwCによる提言等
 

【回収状況分析の追加報告等についての質疑応答】

（昨年度における回収状況分析について）

◎：第 2 回の本委員会において依頼した件であるが、各種指標の達成見込について、昨年度の実績が分析に基づく予測を上回った要因を伺いたい。

△：昨年度の実績が予測を上回ったことについては、平成 25 年 11 月末時点のデータを用いて平成 26 年 3 月末の状況を予測したことにより生じたものである。深刻な問題が生じたためではないと理解している。

（機関保証債権の延滞状況等について）

◎：返還を要する債権のうち機関保証債権の延滞状況については、どのように捉えているか。

△：全体的には横ばいと認識している。とはいっても、細かい部分においては注視していくべき点はある。具体的には、短大・専修学校に係る延滞状況のほか、当該学種において卒業後 1 度も返還していない者の数が僅かに増えている点である。

◎：機関保証に係る延滞 3 月以上の債権の属性分析について、卒業後 1 度も返還しない者が全体に占める比率は増えているのだろうか。

## 資料 1

- △：機関保証に係る 1 度も返還しない者の比率については、これまで低下傾向にあった。直近では、短大・専修学校について上昇していたということである。
- ◎：卒業後 1 度も返還しない者について、その要因は分かるだろうか。
- △：そのようなアンケートデータが存在しないため分からぬ。
- ：卒業後 1 度も返還しない者については、例えアンケートを実施したとしても回答は得られないと思われる。
- ◎：専修学校の延滞状況悪化の要因としては、奨学金の対象校増加が挙げられるのではないか。
- ：要因として挙げられるかについては検証が必要であるが、対象校が増えていることは事実である。1 年制であっても課程によっては奨学金の対象に含まれるようになったほか、学校・学科の新設によって、対象校は年々増加している。
- ◎：専修学校の 1 年制と 2 年制それぞれの延滞率を比較すれば検証できるのではないかと思われる。
- (就職率に関する分析について)
- ◎：非正規雇用の職員・従業員の収入に関する報告について、定年退職後に非正規職員として再雇用された高齢者及びパートタイマーとして勤務する女性が、収入に係る計数を下押しするのではないか。30 歳以下の層を切り出して集計・分析することは可能か。そのようなデータが得られないのであれば、注釈を付記することで誤解を招かないようにすべきである。
- ◎：就職率及び就職希望率に関する報告について、就職率を得るための統計資料としては、文部科学省の「学校基本調査」を用いるのがよい。

### (2) 自由討議

#### 【催告書に記載する金額について】

- ◎：催告書には返還期日未到来分も含めた金額を明記すべきである。返還期日到来分に係る金額のみが記載される現行の取り扱いにおいては、10 万円～20 万円といった金額が記載されるにとどまるケースが多いのではないか。一方、期限の利益の喪失を踏まえた返還期日未到来分をも含めた金額となると 100 万円を超えるケースが多くなるだろう。前者の金額であれば、返還者において事の重大さが認識されないのではないかが懸念される。

#### 【スカラネット・パーソナルの機能拡張の方向性について】

- ◎：スカラネット・パーソナルについて、関心の無い者は決して閲覧しないと思われる。継続願をスカラネット・パーソナル経由で行うようになったとのことだが、在学中のみならず卒業後も閲覧が動機付けられるような仕組みを整備すべきである。

#### 【離学者への対応について】

- ◎：延滞率に与える影響は測りかねるが、離学者への働きかけは難しい。除籍については、大学と接触機会のないまま辞めていく者が多く、返還に関して説明する機会すら得られない。一方、退学者については、退学届の受理に当たって必ず面接の機会を設けて、返還に関する説明や手続きの案内を行うことはできる。とはいっても、除籍による奨学金廃止者も退学者も、返還への意識付けを行うには限界があるのではないか。

- ◎：学校からの申出により奨学金の振込みを止めるような仕組みはあるのだろうか。
- ：学校からの申出があれば、奨学金の振込みは保留される。ただ、どの時点をもって機構に申出の有無についての判断は、学校毎に異なると思われる。なお、奨学金の振込みが保留されても、返還誓約書が提出されれば、返還期限猶予制度の対象になる余地はある。
- ◎：離学者に対する貸与総額の膨張を抑止する見地からは、学校からの申出によって奨学金の振込を保留する仕組みをさらに充実することが必要である。学校においては負担であるかもしれないが、返還誓約書及び猶予願の提出に係る指導についても、各学校の返還状況の公開を控え、取組みを一層充実させる必要がある。
- ◎：除籍に至る前の段階、例えば欠席が長期に渡っている段階で奨学金の振込みを止める仕組みをより一層拡充するのが良いのではないか。あるいは、金融機関において、学費の納入が実行されるまでには奨学金を引き出せないような仕組みを設けることも一案。
- ◎：奨学生として推薦するに当たっては、退学・除籍等のリスクを学校が見極めなければならない。特に1年生については、大学と高校の修学環境は全く異なるにもかかわらず、高校生時代の修学状況のみをもって判断しなければならないため、今後の修学状況を見極めるのは容易でない。
- ：奨学金の予約採用が約7割を超える状況に鑑み、高校生の頃から返還意識を涵養するとともに、減額返還や返還期限猶予制度といったセーフティネットを周知するため、予約採用候補者向けのDVDを作成し配付するとともに機構ホームページにアップロードしている。
- ：奨学生としての推薦基準には人物評価に関する項目があり、それには修学意欲も含まれる。学校においては、例えば在学採用に係る推薦の段階で修学意欲を見極めることは困難であろうか。
- ◎：1年生の前期において個々の学生の人物を見極めることは困難。入学より一定の期間が経過した後であれば、成績や出席率を手がかりに修学意欲を測ることは可能と思われる。ちなみに、成績が一定水準を下回ると退学・除籍に至る割合が増えるといった事象も見受けられる。

#### 【「学校からの返還者への働きかけ」について】

- ◎：延滞率の改善について、分析によれば、「学校からの返還者への働きかけ」は目立った効果が得られなかった印象。大学も様々な取組みを行っているが、どの学生が延滞しているのかが分からず、取組みの効果を検証できない。学校と機構の連携という趣旨に異論はなく、できることは協力していきたい。ただ、このような状況下では、取組みは限定的にならざるを得ない。
- ◎：「学校からの返還者への働きかけ」については、実施に係る経費も考慮しなければならない。今回の分析結果を見る限り、これではまだ取組みについて学内の理解を得るのは困難。取組みの有効性を示すデータがより集まれば、協力できる学校は増えるだろう。
- ◎：卒業生全員に対して文書を発送することは困難であっても、ターゲットが絞られ、かつ取組みの効果が高いと示されれば、多くの学校が対応するだろう。
- ◎：個人情報保護の関係法令に抵触しない範囲、例えば属性といった形で抽象化させたうえで学校に情報提供できればよい。一例として、「除籍となった者は延滞する傾向が強い」といった属性情報が機構より提供されれば、除籍者一般に対して通知文を送るといった方策も考えられる。
- ：平成22年度以降においては、返還誓約書において予め奨学生の同意を得ているため、学校に個人情報

## 資料 1

報を提供することは可能。ただ、提供後に学校から当該個人情報が漏洩しないような仕組みが見通せないため、提供を見送っている次第。

- ◎：学校ときちんと約束することにより、個人情報の漏洩を回避することに加え、学校が延滞率を改善するために奨学金の督促や取り立てを行うことがないよう注意が必要である。

### 【学校毎の情報公開の在り方について】

- ：学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開について、学部毎の状況までは公開する予定である。更に踏み込んだ情報が必要ということであろうか。

- ◎：各学校が自らの現状を的確に把握し、学生への指導に活用できるような形でデータを提供してほしい。例えば、卒業者と退学者といった分類を設けるといった形も一案。必ずしも個人名が必要という訳ではない。

- ◎：貸与終了原因別の延滞状況ならば提供できるのではないか。たとえば、除籍の時期を明らかにした場合、「1年生のうちに辞めた学生」の延滞については、学校側の責任は限定的といえるのではないか。一方、卒業者の延滞については、各学校における学生に対しての取組みによって差異が生じるのか、データを分析する必要があるだろう。情報の公開に当たっては、生のデータを出すのではなく、こうした状況を注釈として加える等の何らかの評価を付記したうえで行うべきである。

- ◎：返還誓約書を提出しないまま廃止あるいは除籍になる者や、大学やJASSOからの働きかけや督促に対して無応答を貫く者が存在することは、返還状況の公開に際して考慮すべき事実である。裁判に至って初めて機構からの文書に目を通したという者も見受けられる。

- ：返還指導に活用するためのデータが必要といった前向きな声をいただることについて、大変心強い。機構がデータを各学校に提供し、各学校が返還指導に活用するというのは望ましい形である。各学校における意見が集約され意思統一が図られた暁には可能な限り対応したい。

以上